

1. 法的根拠

資料

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

【建築基準法】

第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物**は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。**

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

【建築基準法施行令】

第130条の2の3

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更

1日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

又 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 100t

六 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、**それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下**又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

イ 当該許可に関わる建築又は用途変更後の処理能力

【その他政令で定める処理施設】

建築基準法第51条に規定されている政令で定める処理施設		基準時処理能力	新規設備設置後の処理能力
取扱廃棄物・処理の種類	処理能力		
汚泥の焼却 (能力増)	基準時の1.5倍を超えるもの	56.4 m ³ /日	107.7 m ³ /日 (基準時の1.91倍)
廃プラスチック類の焼却 (能力増)	基準時の1.5倍を超えるもの	33.6 t/日	63.3 t/日 (基準時の1.88倍)
その他産業廃棄物の焼却 (能力増)	基準時の1.5倍を超えるもの	93.6 t/日	187.7 t/日 (基準時の1.99倍)
廃プラスチック類の破砕 (能力増)	基準時の1.5倍を超えるもの	56 t/日	228.58 t/日 (基準時の4.08倍)
木くずの破砕 (新規)	100t/日を超えるもの	0 t/日	130.7 t/日
がれき類の破砕 (新規)	100t/日を超えるもの	0 t/日	213.8 t/日

資料

2. 環境影響調査資料

騒音・振動評価地点 配置図



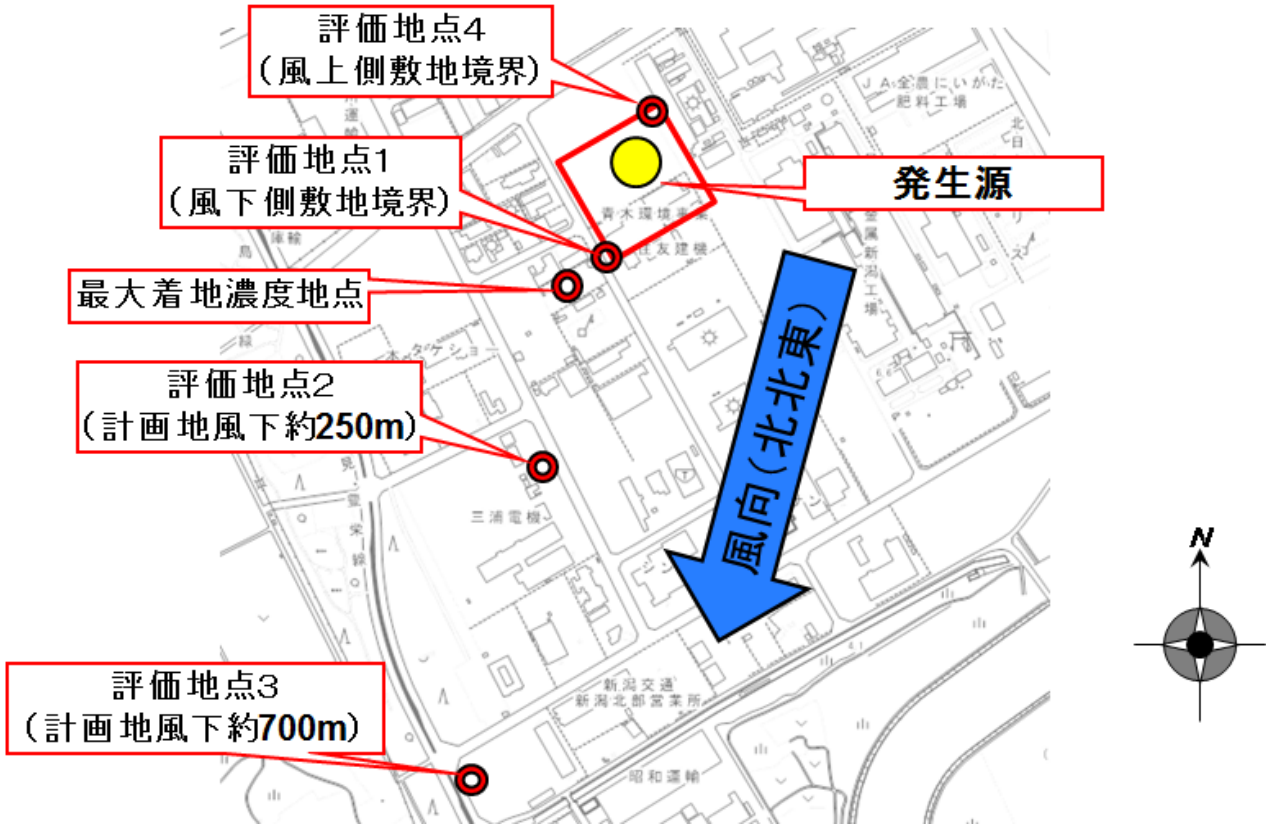
騒音の目標値・予測値

■騒音の目標値と予測値(申請敷地境界)				単位:デシベル	
区域区分	予測地点	予測値	目標値	時間区分	
第4種区域	評価地点1 (北側敷地境界)	53	65	朝	6:00~8:00
		56	70	昼間	8:00~20:00
		54	65	夕	20:00~22:00
		54	60	夜間	22:00~6:00
	評価地点2 (東側敷地境界)	51	65	朝	6:00~8:00
		55	70	昼間	8:00~20:00
		53	65	夕	20:00~22:00
		51	60	夜間	22:00~6:00
	評価地点3 (南側敷地境界)	50	65	朝	6:00~8:00
		50	70	昼間	8:00~20:00
		50	65	夕	20:00~22:00
		49	60	夜間	22:00~6:00
	評価地点4 (西側敷地境界)	57	65	朝	6:00~8:00
		60	70	昼間	8:00~20:00
		56	65	夕	20:00~22:00
		57	60	夜間	22:00~6:00

振動の目標値・予測値

■振動の目標値と予測値(申請敷地境界)				単位:デシベル	
区域区分	予測地点	予測値	目標値	時間区分	
第2種区域	評価地点1 (北側敷地境界)	59	65	昼間 8:00~20:00	
		59	60	夜間 20:00~8:00	
	評価地点2 (東側敷地境界)	56	65	昼間 8:00~20:00	
		55	60	夜間 20:00~8:00	
	評価地点3 (南側敷地境界)	42	65	昼間 8:00~20:00	
		39	60	夜間 20:00~8:00	
	評価地点4 (西側敷地境界)	47	65	昼間 8:00~20:00	
		44	60	夜間 20:00~8:00	

悪臭評価地点 配置図



悪臭の規制値・予測値

■臭気規制の目標値と規制値(煙突排ガスの排出による影響)			臭気濃度 単位:なし
区域区分	予測地点	予測値	規制値
第3種区域	評価地点1 (風下側敷地境界)	1.68	20
	評価地点2 (計画地風下約250m)	1.25	20
	評価地点3 (計画地風下約700m)	1.06	20
	評価地点4 (風上側敷地境界)	0	20
	最大着地濃度地点	2.41	20

臭気強度について

臭気強度	0	1	2	3	4	5
	無臭	やっと感知できるにおい	何のにおいであるかわかる弱いにおい	楽に感知できるにおい	強いにおい	強烈なにおい

臭気強度	2.5	3	3.5
臭気濃度	10~32	15~63	25~126

特定悪臭物質規制基準

特定悪臭物質名 (ppm)	臭気強度2.5 での濃度	B区域規制 基準濃度	特定悪臭物質名 (ppm)	臭気強度2.5 での濃度	B区域規制 基準濃度
アンモニア	1.2	2	イソハレルアルデヒド	0.0025	0.006
メチルメルカプタン	0.0016	0.004	イソブタノール	0.93	4
硫化水素	0.019	0.06	酢酸エチル	3.2	7
硫化メチル	0.01	0.05	メチルイソブチルケトン	1.4	3
二硫化メチル	0.014	0.03	トルエン	11	30
トリメチルアミン	0.0052	0.02	キシレン	1.1	2
アセトアルデヒド	0.047	0.1	スチレン	0.38	0.8
プロピオンアルデヒド	0.046	0.1	プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマルブチルアルデヒド	0.014	0.03	ノルマル酪酸	0.001	0.002
イソブチルアルデヒド	0.023	0.07	ノルマル吉草酸	0.00093	0.002
ノルマルハレルアルデヒド	0.009	0.02	イソ吉草酸	0.0013	0.004